

## 市営住宅入居者宛送付用窓あき封筒 広告事業広告代理店募集実施要領

### 1 概要

この事業は、市営住宅入居者に対し送付する窓あき封筒（以下「封筒」という。）の裏面に民間企業等の広告を掲載することにより、地域経済の振興及び行政コストの削減等を目的として行うものです。

今回は、広告主の募集等を行っていただく広告代理店（1社）を募集するものです。

### 2 広告代理店の主な業務

- 民間事業者等の広告掲載希望者（広告主）の募集
- 広告主からの広告掲載申込書の代理申込み及び広告主に対する市からの審査結果の通知
- 広告内容の作成（電子データ化したものを納品）

### 3 広告物の仕様書

- 別紙1参照

### 4 応募期間

- 平成21年1月16日（金）から平成21年2月6日（金）まで  
（土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

### 5 応募方法等

- 応募者の要件

応募者の要件は、この要領を承諾し、履行できる者

- 応募者は、応募期間内に広告代理店募集申込書〈様式1〉に見積書〈様式2〉を添えて持参又は郵送で申し込んでください。

- 広告代理店の決定

市は、申込書を受理した後、広告代理店を決定します。この場合において、応募者が複数あるときは、最高額提示者を本件の広告代理店として決定するものとします。

- 応募結果の通知について

市は、契約を締結する事業者の決定後、応募した事業者に対し、応募の結果〈様式3〉を通知します。

- 契約を締結する事業者の決定後の手続き

ア 契約書〈様式4〉を交わします。

イ 広告代理店は広告を掲載する広告主を募集し、広告内容の作製作業を進めます。

ウ 広告代理店において広告主及び広告内容が内定したときは、広告主・広告内容承認（変更承認）申請書〈様式5〉を市に速やかに提出することとします。市は、広告関連規定に基づき審査し、広告主及び広告内容審査結果〈様式6〉を通知することとします。

エ 製作した広告内容の原稿を市に提出していただきます。

## 6 契約を締結する事業者等の遵守事項

広告代理店は、次の事項を遵守しなければなりません。

- 八代市広告掲載要領及び八代市広告掲載基準の規定を遵守すること。
- 広告主に変更が生じるときは、あらかじめ市の承認を得ること。
- 広告内容、デザイン若しくは仕様の変更又は修正しようとするときは、あらかじめ市の承認を得ること。
- 広告内容に市から改善等を求められたときは、その指示に従うこと。
- 広告内容について、第三者からの苦情等なんらかの問題が生じた場合には、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。
- 広告主に問題が生じた場合は、速やかに当該封筒を全面回収し、代替の封筒を製作するものとする。

## 7 その他

- 市は、契約を締結する広告代理店による広告主の募集について、市のホームページを用いて周知します。
- 封筒に掲載した広告が、使用中、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適當な事情が生じた場合には、広告内容についての改善を求め、又は市において当該封筒の使用を中止する場合があります。この場合において、改善に伴い生じる費用については、広告代理店の負担となります。

## 8 問合せ先

担当 八代市行政改革課

電話 0965-32-4711（直通）

0965-33-4111（代表）内線2575

Email [gyokaku@city.yatsushiro.lg.jp](mailto:gyokaku@city.yatsushiro.lg.jp)

FAX 0965-32-8944

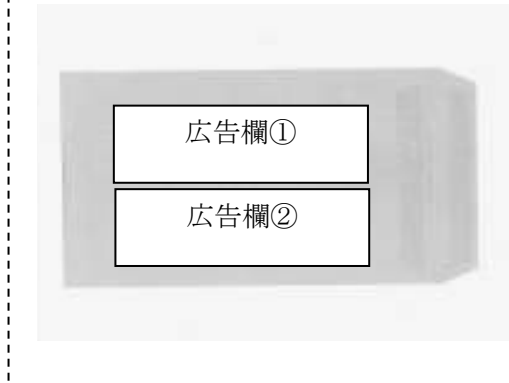
住所 〒866-8601 八代市松江城町1-25

(様式1-1)

# 広告掲載仕様書(印刷物広告用)

印刷物に広告を掲載する事業者等を次のとおり募集します。

## ■印刷物について

名称	市営住宅入居者送付用窓あき封筒	広告掲載の位置 【封筒裏面】 
規格	11.5cm×19.5cm ｸﾞﾗﾌ 85g	
発行部数	1,000枚/年	
発行頻度	随時	
発行日	平成21年 4月～	
配布期間	封筒納入日から消費完了まで	
内容	市営住宅家賃等納入通知書用封筒	
配布エリア	市営住宅入居者(31団地)	
配布方法	主に郵送	
発行元	八代市 建築住宅課	
備考	広告枠外に、「この広告は、封筒の紙面を有効活用し、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るための取組みです。広告内容に関するご質問は直接広告主にお問い合わせください。」の文章が入ります。	

## ■掲載可能な広告について

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	色数	広告料(1枠・税込み)
窓あき封筒裏面	45mm×120mm	2枠	1色	15,000円

広告掲載対象除外業種	1. 八代市広告掲載基準第5条に規定する業種又は事業者
入稿締切り	平成21年 2月27日

- ※1 八代市広告掲載要領及び八代市広告掲載基準を遵守してください。
- ※2 広告料には広告代理店手数料を含みます。(広告代理店取り扱いの場合)
- ※3 広告料には制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。広告主が作成し、完全データにて入稿してください。(データ形式: イラストレーター ・文字: アウトライン化)
- ※4 原稿内に、「広告」である旨を明記してください。広告枠内に縦10mm×横10mm程度の大きさで表示してください。
- ※5 入稿前に原稿内容の審査(PDFファイルで提出)受け、入稿時には出力見本を添えてください。

## ■申込みについて<行政改革課記入欄>

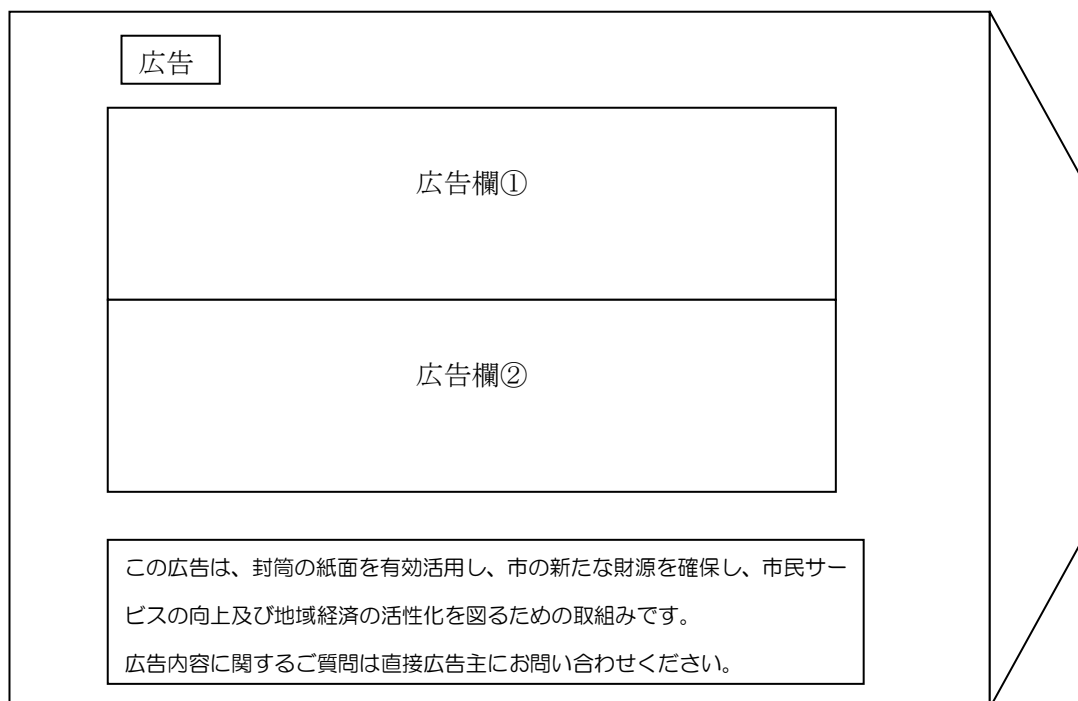
申込み方法	申込書(別紙)をEメールで下記へ送付してください。
決定方法	最高額見積提示者
申込み締切	平成21年2月6日

## ■申込み・問い合わせ先

八代市 企画振興部行政改革課 〒866-8601 八代市松江城町1-25  
 電話 0965-33-4111/Eメール [gyokaku@city.yatsushiro.lg.jp](mailto:gyokaku@city.yatsushiro.lg.jp)

(別紙1)

## ①封筒 (広告面=裏面) 完成後のレイアウト



## 広告代理店募集中込書

八代市長 坂田 孝志 様

市営住宅入居者宛送付用窓あき封筒広告事業に係る広告代理店募集について、  
募集要領を承諾のうえ以下のとおり申し込めます。

応募者	所在地		
	ふりがな 名称		㊟
	ふりがな 代表者職・氏名		㊟
	代表者住所		
	ふりがな 担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
Eメール			
業 種			
広告媒体の名称		市営住宅入居者宛送付用窓あき封筒	
広告掲載面		市営住宅入居者宛送付用窓あき封筒の裏面	
広告の内容		後日、承認申請を提出します。	
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 八代市の広告関連規定を遵守します。</li> <li>・ 八代市税の滞納はありません。</li> <li>・ 八代市が市税納付状況調査を行うことに同意します。</li> </ul>	
備 考		添付資料 1. 見積書（様式2） 2. 過去5年間に於ける印刷物を広告媒体とした事業実績 3. 法人の場合、登記簿謄本及び印鑑証明書の写し（個人の場合、住民票の写し及び印鑑証明書） 3. 会社事業概要書	



様

八代市長

市営住宅入居者宛送付用窓あき封筒広告事業  
広告代理店について

平成 年 月 日付でお申し込みいただきましたこのことについて、  
貴社を広告代理店として決定しましたので、下記のとおり手続きをお願いします。

記

1 内容の確認

別紙「契約書（様式4）」の内容で締結しますので、内容をご確認ください。

内容にご了承いただけましたら「契約書（様式4）」に会社印・代表者印を押印のうえ、担当までご郵送又は持参ください。

なお、広告掲載内容に疑義がある場合は、担当までご連絡ください。

※契約書は、1部を返送し、1部を保管してください。

2 広告主・広告内容承認申請

契約書締結後、広告主及び広告内容が内定したら広告主・広告内容承認申請書（様式5）を提出してください。なお、広告主及び広告内容に変更が生じた場合も、広告主・広告内容変更承認申請書（様式5）を提出してください。

【担 当】 建築住宅課 西田  
電 話 0965-33-4122(直通)  
0965-33-4111(代表)  
内 線 2400(代表電話の場合)  
Eメール [kenchiku@city.yatsushiro.lg.jp](mailto:kenchiku@city.yatsushiro.lg.jp)

(様式4)

## 広告掲載契約書

印 紙

- 1 契約件名 市営住宅入居者宛送付用窓あき封筒広告事業
- 2 履行場所 仕様書のとおり
- 3 履行期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
- 4 契約金額 ￥  
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税額 ￥ )
- 5 分割納入  する ( 回以内)  しない
- 6 契約保証金 免除
- 7 特約条項

上記の契約について、八代市（以下「甲」という。）と㈱〇〇広告社（以下「乙」という。）とは、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 八代市松江城町1番25号  
八代市  
八代市長 坂 田 孝 志 印

乙 所在地  
商号又は名称  
代表者 職・氏名 印

(総則)

第1条 甲は、甲が提供する のうち別紙の仕様書に定めるスペースを広告掲載枠として乙に売渡し、乙はこれを広告掲載のために買い取るものとする。

2 甲及び乙は、この契約書に基づき、別紙の仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行



しなければならない。

3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この契約書及び別紙の仕様書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

5 この契約書が定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

7 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（広告の仕様及び内容）

第 2 条 前条第 1 項の規定に基づき、乙が市営住宅入居者宛送付用窓あき封筒に掲載する広告の仕様及び内容は、別紙の「八代市広告掲載要領」、「八代市広告掲載基準」及びその他甲が定める広告掲載に関する基準、並びに別紙仕様書の内容を満たすものとする。

2 甲は前項の規定を満たさない広告の掲載は認めない。

3 乙は仕様書に定める日までに、甲の定めるデータ形式で、甲の定める場所に広告原稿を納品する。

4 乙は、本契約の履行に関して、甲から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（広告料の支払）

第 3 条 乙は、頭書記載の金額を広告スペースの買取料として、甲の定める支払期限までに、項の発行する納入通知書により納入する。

2 乙が買取料を支払期限までに納入しなかった場合は、甲は、督促手数料及び延滞金を徴収する。その際、督促手数料の額は、督促状 1 通につき 100 円とする。

3 延滞金の額は、納入通知書 1 通の金額に納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ税外収入金（1,000 円未満の端数があるとき、又はその金額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。なお、当分の間、延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、各年の特例基準割合（各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

4 督促手数料及び延滞金の徴収は、市税に係る督促手数料及び延滞金の徴収の例による。

5 乙が前条第 3 項に定める内容を履行しない場合は、甲はその広告スペースに甲の指定する記事を掲載できるものとする。この場合において、乙は当該広告枠の広告料相当額を負担し、甲に請求しないものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第5条 乙は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（仕様書の変更）

第6条 甲は、必要があると認められるときは、別紙仕様書の変更の内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約の履行の一時中止）

第7条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災その他の自然的な若しくは人為的な事象であって乙の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、乙が契約を履行できないと認めるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

（履行期間の短縮等）

第8条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、乙に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 甲は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、甲は、必要があると認めるときは契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

（履行期間の変更の方法）

第9条 第6条又は前条第1項若しくは前条第2項の規定による履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、履行期間を変更し、乙に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

（契約代金額等の変更の方法）

第10条 第6条又は第8条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、契約代金額を変更し、乙に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。
- 3 第6条及び第8条第3項の規定による甲の賠償額は甲乙協議して定める。

#### (甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 広告料を、その納入期限後3月以上経過して、なお収めないとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、正当な理由なくこの契約の条項に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。
  - (3) 乙、又はその代理人、使用人に重大な社会的信用失墜行為があり、この契約の解除が相当であると甲が認めるとき。
  - (4) 乙が、破産の申立て、和議の申立て、更正手続き開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるときで、この契約の解除が相当であると甲が認めるとき。
  - (5) 第14条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約代金額（契約の一部の履行があったときは、これに相当する金額を控除した額とする。）の100分の10以内において甲の定める額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定、又はその一部としないものとする。

第12条 甲は、契約の履行が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (乙の解除権)

第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第6条の規定により別紙仕様書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減したとき。
  - (2) 第7条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の100分の50（履行期間の100分の50が6月を超えるときは、6月とみなす）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
  - (3) 甲がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

#### (広告内容についての責任)

第14条 乙は、広告を掲載する広告主との間で、次の各号に定めることについて取り決めなければならない。

- (1) 広告内容に関する一切の責任は広告主等が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

- (2) 広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、広告主が保証すること。
- (3) 甲に対して、広告主の責めに帰する理由に基づき、第三者から広告主の広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

#### (回収等)

- 第15条 乙の責めに帰すべき理由により、掲載した広告が第2条第1項の規定に反する等の事由が生じ、当該広告の掲載された印刷物を甲が配布することが著しく公益に反する場合は、乙は自己の負担により当該印刷物を回収しなければならない。
- 2 前項に該当する印刷物が既に個人に配布されている等、回収が著しく困難な場合は、乙は甲の承諾を得て、回収しないことができる。
- 3 乙は、本条の規定により甲に損害を与えた場合は、乙の負担によりその損害を賠償するものとし、その損害賠償の額は甲乙協議して定めるものとする。

#### (損害賠償)

- 第16条 乙は、第2条第2項の規定に基づき広告の掲載が認められなかった場合、第13条第1項の規定による解除の場合及び前条の回収をした場合は、甲に対して損害の賠償を請求しないものとする。
- 2 乙は、この契約を履行するにあたり、甲に損害を与えたときは、乙の負担により損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りでない。
- 3 乙は、この契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。
- 4 第2項及び第3項ただし書きの規定は、乙が甲の指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは適用しない。
- 5 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 6 この契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協議してその処理解決にあたるものとする。

#### (著作権等の使用)

- 第17条 乙は広告原稿の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

#### (契約の費用)

- 第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(相殺)

第19条 甲は、この契約に基づいて乙が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて甲が負う債務と相殺することができる。

(補則)

第20条 この契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、八代市契約規則(平成17年8月八代市規則第178号)の定めるほか、必要に応じて、甲乙協議して定める。

(様式5)

### 広告主・広告内容承認（変更承認）申請書

平成 年 月 日

八代市長 坂田 孝志 様

住 所  
氏名及び団体名  
代 表 者 名  
電 話 番 号  
担 当 者 名

印

市営住宅入居者宛送付用窓あき封筒に広告を掲載する広告主及び広告内容について承認（変更承認）を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、審査にあつたて当社及び当社の代表者の市税の納付状況調査を行うことに同意します。

記

広 告 主	名 称		担当者名	
	所在地			
	代表者住所			
	連絡先	電話番号		
		Eメール		
	業種及び主な事業 内容	業 種		
事業内容				

広 告	広告主の名称	
	広告内容 (変更内容)	

※広告数が多い場合は、掲載しようとする広告内容を記載した原稿を A4 版で添付すること。

様

八代市長

広告主及び広告内容審査結果について

平成 年 月 日付でいただきました広告主及び広告内容承認（変更承認）申請については、下記のとおりの結果となりましたのでお知らせします。

記

番号	項目	審査結果	不可の理由及び改善内容
1	広告主	可・不可	
	広告内容	可・不可	
2	広告主	可・不可	
	広告内容	可・不可	
3	広告主	可・不可	
	広告内容	可・不可	
4	広告主	可・不可	
	広告内容	可・不可	
5	広告主	可・不可	
	広告内容	可・不可	

【担 当】 建築住宅課 西田  
電 話 0965-33-4122(直通)  
0965-33-4111(代表)  
内 線 2400(代表電話の場合)  
Eメール [kenchiku@city.yatsushiro.lg.jp](mailto:kenchiku@city.yatsushiro.lg.jp)

# 募集の流れ

